令和4年度 集落安心づくり事業 (基礎事業) ガイドライン

1. 事業目的

中山間地域に暮らす高齢者世帯などで、地域自治組織が特に必要と認めた世帯に対し、冬期における私有地内避難路の確保、日常の見守り等の支援に地域ぐるみで取り組むもの。

2. 交付金活用使途 ※支援内容は各実施組織で決めてもらいます。

支援が必要と判断する世帯に対して実施する以下の事業。

- ① 日常の安全・安心確保のための支援…見守り、買い物支援、家屋維持管理補助など
- ② 冬季の安全・安心確保のための支援…私有地内避難路確保、屋根の雪下ろしなど
- ③ 緊急時の支援…事故、災害などの異常時における救急支援
- ④ その他、地域自治組織の会長が認めるもの
- ※上記支援にかかる、賃金、除雪用機械使用料、除雪用機械修繕料等が交付金の対象となります。

3. 要件·算定方法

- (1) 基礎事業交付金算定対象行政区(次のいずれかに該当)
 - ① 事業実施前年度の10月1日現在において、高齢化率(65歳以上高齢者)が40%以上の行政区。
 - ② 市単事業で実施していた当時の指定行政区(松代・松之山地域全域)。
 - 注)複数の行政区で実施する場合は、組織する行政区のいずれかの行政区が該当すれば 対象とする。
- (2) 事業実施要件(次の全てに該当すること)
 - ① 実施組織を設置すること。但し、実施組織を行政区単位とする場合は、概ね8割以上の世帯が加入するものとする。やむを得ず、これ以外の単位とするものにあっては、概ね20戸以上の世帯が加入すること。

また、支援者については、縁故者(出身者・親戚など)及び同一地域自治組織地内の協力者や事業者も加入することができる。この場合、行政区単位で実施することの要件である「8割以上の世帯」「20戸以上」には適用しない。

- 注) 支援者・被支援者共に会員となること。
- ② 実施組織の運営に当たっては、規約及び会計帳簿を備え、かつ、加入する全世帯が会費を負担するものであること。
- ③ 代表者の定めがあること(役員名簿)。
- (3) 算定式(限度額) 算定対象行政区数(=実施組織数)× 10 万円

4. 実施組織・対象者の把握手順

- (1) 集落安心づくり事業実施組織の把握
 - ・・・・取組意向確認書(様式1)を求める(10月末まで)。

(2) 支援対象とする世帯

…高齢者世帯を始め、地域自治組織が特に必要と認めた世帯を対象とするが、市単事業 の考え方に準ずる。

〈参照〉 市単事業で支援対象とした要援護世帯とその定義

a 高齢者世帯:世帯に属する全ての 65 歳以上である世帯

b 母 子 世 帯 : 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する

配偶者のいない女子及び義務教育終了前の児童のみで構成され

ている世帯(これに準ずる父子世帯含む)

c 身体障が者世帯: 世帯主が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第

15号) に定める障がいの級別が1~4級までの障がい者世帯

dその他の世帯: ①~③までに準ずるものとして市長が特に認めた世帯

5. 申請·請求方法

地域自治組織と実施組織の間で以下の手順で進める。

- (1) 集落安心づくり事業実施組織の提出書類
 - ①取組意向確認書(様式1)のほか、規約、役員名簿(代表者等)、会員名簿、収支 予算書を添付書類として求める。
 - 注1) 上記添付書類は、様式1の提出より後になっても良い。
 - 注2) 規約、役員名簿(代表者等)、会員名簿は、既存のものがあれば転用可。
 - 注3) 前払い希望の場合、補助金請求書(様式3)を様式1と一緒に提出する。
 - ②実施組織は補助金の交付を、精算払い、前払いのいずれかを選択できる。
- (2) 地域自治組織から実施組織への補助金配分
 - ・・・・①の提出書類が適正であった場合、一実施組織に 10 万円を上限として補助金を配分する(前払い)。
- (3) 事業終了後
 - ① 事業実績報告書(様式 2)と補助金請求書(精算払いを選択した場合。様式 3) を提出する。
 - ② 決算書、事業実施集計表、作業状況写真を添付する。
- (4) その他
 - ・・・・決算額が前払いの額に満たない場合は、実施組織は差額分を地域自治組織に返還しなければならない。

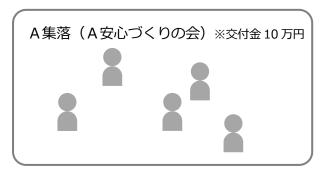
6. 複数の集落がまとまって集落安心づくり事業に取り組む場合

可とする。

※まとまる集落数に関係なく、一つの実施組織に対して、上限額 10 万円とする。

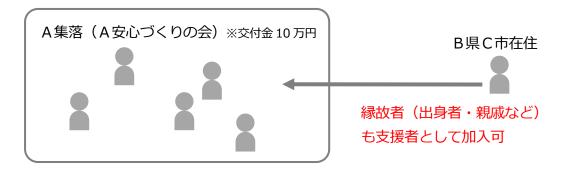
【参考】実施組織のイメージ

基本

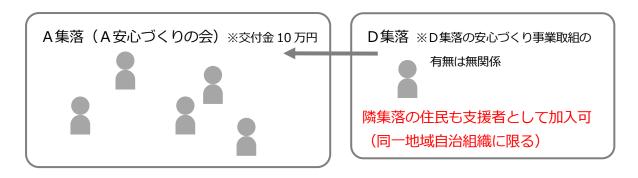


- ・高齢化率(65歳以上)が40%以上の行政区
- ・1 行政区単位の場合は概ね8割以上の加入
- ・これ以外の場合は概ね20戸以上の世帯が加入

パターン1 作業人材の対象拡充①



パターン2 作業人材の対象拡充②

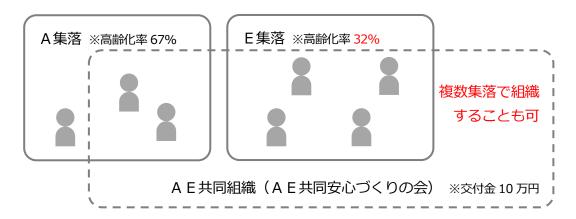


パターン3 作業人材の対象拡充③

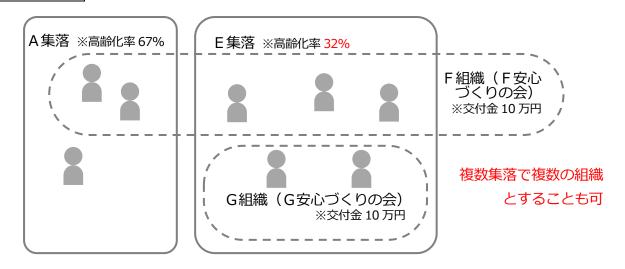


事業者も支援者として加入可

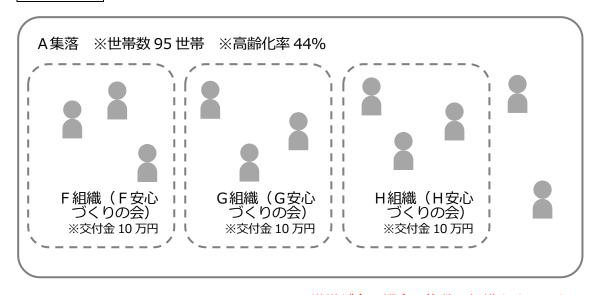
パターン4 対象集落の拡充① ※全体で8割もしくは20世帯以上の加入が必要



パターン5 対象集落の拡充② ※ F組織も G組織も 20 世帯以上の加入が必要



パターン6 財源確保 ※各組織 20 世帯以上の加入が必要



世帯が多い場合に複数の組織とすることも可